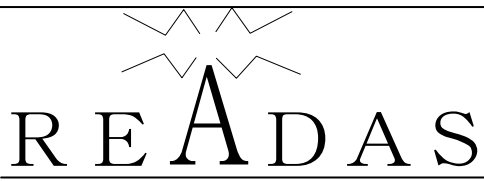


第 5145 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月16日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 棚卸資産の評価方法の変更

Q：棚卸資産の評価方法は変更することができますか？

A：変更申請書を提出して承認を受ければ変更することができます。

【解説】

棚卸資産の評価方法は、法人税法では次のいずれかによらなければならないとされています。

①原価法

イ. 個別法、ロ. 先入先出法、ハ. 総平均法、ニ. 移動平均法、ホ. 最終仕入原価法、ヘ. 売価還元法

②低価法

原価法のいずれかの方法による価額と期末における価額とのいずれか低い価額で評価する方法

③税務署長の承認を受けた評価方法

ところで、棚卸資産の評価方法は、法人の行う事業の種類ごとに、かつ、商品又は製品（副産物及び作業くずを除く）、半製品、仕掛品（半成工事を含む）、主要原材料及び補助原材料その他の棚卸資産の区分ごとに選定しなければならず、また、事業所別に、又はその区分を更にその種類の異なるごとその他合理的な区分ごとに細分してそれぞれ異なる評価の方法を選定することができます。したがって、評価方法を変更することは認められますが、この場合には、その新たな評価の方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、一定の事項を記載した申請書を税務署長に提出しなければなりません。

